

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	公衆浴場の経営許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	公衆浴場法第 2 条第 1 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	公衆浴場法第 2 条第 1 項・第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 1 業として公衆浴場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 1 4 日
備 考	（秋田県）市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 35 第 1 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	患者に対する入浴特例の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	公衆浴場法第 4 条

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	公衆浴場法第 4 条 公衆浴場法施行規則第 5 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 営業者は伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。</p> <p>2 次に掲げる場合は、都道府県知事の許可を受けて、同条に規定する患者（以下「患者」という。）を入浴させることができる。</p> <p>① 温泉を使用する公衆浴場で、その温泉が伝染性の疾病に対して療養効果があると認められ、かつ、患者用の入浴施設が別に設けられている場合</p> <p>② 潮湯又は薬湯を使用する公衆浴場で、患者用の入浴施設が別に設けられている場合</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 4 日</p>
備 考	（秋田県）市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 35 第 3 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日